

(資料1)

環境教育やESDに関連した参考資料

※ESD : Education for Sustainable Development (持続可能な開発のための教育)

1. 我が国の学校における環境教育にかかる最近の主な動向

(1) 教育基本法(平成十八年法律第二十号)(抄)

第一章 教育の目的及び理念

(教育の目標)

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

教育の最も根源的な法において、教育の目標として環境の保全に寄与する態度を養うことが新たに明示されたことになり、学校における環境教育の推進が一層強く求められている。

(2) 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号 改正平成十九年法律第九十六号)(抄)

第二章 義務教育

第二十一条 義務教育として行われる普通教育は、教育基本法(平成十八年法律第二十号)第五條第二項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 二 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 三 我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと。
- 五 読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。
- 六 生活に必要な数量的な関係を正しく理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
- 七 生活にかかわる自然現象について、観察及び実験を通じて、科学的に理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
- 八 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。
- 九 生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸その他の芸術について基礎的な理解と技能を養うこと。

十 職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。

(3) 21世紀環境立国戦略の閣議決定(平成19年6月)

平成19年1月の安倍内閣総理大臣の施政方針演説を受けて、中央環境審議会21世紀環境立国戦略特別部会において戦略の策定に向けた提言がまとめられ、その提言を踏まえて平成19年6月に「21世紀環境立国戦略」が閣議決定された。

環境教育については、今後一、二年で重点的に着手すべき戦略の一つとして「環境を感じ、考え、行動する人づくり」が位置づけられている。先の教育基本法の改正を踏まえるとともに、環境教育推進法にもとづいて、文部科学省や環境省をはじめ関係府省間の連携強化により、環境教育・環境学習の機会の多様化にかかる施策として「21世紀環境教育プラン～いつでも(Anytime)、どこでも(Anywhere)、誰でも(Anyone)環境教育AAAプラン」などを展開することとしている。

(4) 経済財政改革の基本方針2007の閣議決定(平成19年6月)

経済財政改革の基本方針2007が閣議決定され、「第四章 持続的で安心できる社会の実現」において、「第一に地球環境問題に積極的に対応し、『京都議定書』の目標達成、2013年以降の国際枠組みづくりに貢献する」とされた。

この基本方針(第四章の「一、環境立国戦略」)においては、「21世紀環境立国戦略」にしめされた戦略を推進しつつ、地球温暖化問題に積極的に取り組み、環境保全と経済成長を実現するとされている。具体的には、地球温暖化問題への取組みに加え、環境教育等を含め、低炭素社会、循環型社会及び自然共生社会を実現するための取組を統合的に推進することとされている。環境教育の重要性が経済財政改革の基本方針にも明示されたことになる。

(5) 中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会において、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着と、自ら学び自ら考える力を育てるために、学習指導要領の改訂が行われた。

(審議経過報告について)

平成18年2月に教育課程部会から報告された「審議経過報告」もにおいて、「教育内容等の改善の方向」として、

○ 環境教育については、社会科、理科、生活科、家庭科、技術・家庭科、総合的な学習の時間等の学校の教育活動全体を通じて取り組まれているところであるが、特に持続可能な社会の構築が強く求められている状況も踏まえ、エネルギー・環境問題という観点も含め、さらなる充実が必要である。

と示されている。これはESDが開始されたことなど持続可能な社会の構築が強く求められていることも踏まえ、エネルギー・環境問題も含めて、「環境教育」のさらなる充実が必要であることの報告がなされたものである。

また、平成19年1月に第三期教育課程部会から「第三期教育課程部会の審議の状況について」が公表された。その報告においても、下記の通り環境教育の重要性について明記されている。

3. 教育内容の改善

(2) 各教科等の教育内容の改善

○ なお、理数教育については、審議経過報告は国際的な教育課程比較なども参考にしながらその充実を図ることが必要としている。また、例えば、生命科学などの近年急速に発展した内容を考慮して教育内容を見直す必要があるとしている。同時に、環境教育の観点から、持続可能な社会の構築が強く求められている状況を踏まえる必要性も指摘した。

このため、教育内容の具体的な検討に当たっては、学問研究や社会的な人材需要の動向をも考慮し、先端分野での研究者の協力を得るなどの工夫が必要である。

4. 教育課程の枠組みの改善

(2) 授業時数の在り方と学校、家庭及び地域の役割分担と連携

○ 他方、学校教育に対しては、国語力の育成や理数教育、英語教育の充実だけでなく、前述のとおり、道徳教育、職業観・勤労観の育成、体験活動、環境教育、伝統文化に関する教育など充実が求められている課題は多岐にわたっている。

(6) 学習指導要領

日本では、環境保全を中心としたE S Dの取り組みが実施されている。初等中等教育の現行学習指導要領では、社会科、理科等の各教科等における環境に関わる内容の一層の充実が図られている。また、学校が特色ある教育活動を行える「総合的な学習の時間」を通じて、環境問題について、教科横断的・総合的に学習を深められるようになっている。このような中、学校を含めた地域が一体となって、E S Dに対応した環境教育を実践する地域を指定し、実態の調査・分析、事例集の作成・普及等を支援する取り組みや、持続可能な社会の構築に向けた環境教育の基本的な考え方や指導方法、実践事例等を示した教員用教材の作成・配布、データベースの構築等、様々な取組が実施されている。

－教育振興基本計画の策定と学習指導要領の改訂－

わが国の教育の目的や理念等の教育の原則は、教育基本法に示されています。同法は1947年に制定されましたが、その後半世紀以上が経過し、我が国の教育をめぐる状況が大きく変化するとともに、様々な課題が生じたことを受けました。こうした状況を鑑みて、2006年に教育基本法の改正が行われました。改正教育基本法で、わが国の教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進のための基本的な方針等を定める教育振興基本計画の策定が規定されたことを受け、2008年に教育振興基本計画を策定しました。同計画では、持続可能な発展をわが国の教育の重要な理念の1つとして位置づけ、今後5年間に推進すべき施策としてESDの推進を明記しています。

また、2008年にわが国の学校教育の基準となる学習指導要領を改訂しました。改定に際しては、理科、社会科、技術・家庭科などの各科目において取り組むべき内容に、持続可能な社会・発展・開発の理念が明確に記されました。

このようにわが国では国家の教育方針の中に明確にESDの理念が盛り込まれ、その実践が行われつつあります。

第 2 章 第 2 節 地理歴史（第 2 款 各科目、第 1 世界史 A、2 内容、(3) 地球社会と日本）

オ 持続可能な社会への展望

現代世界の特質や課題に関する適切な主題を設定させ、歴史的観点から資料を活用して探究し、その成果を論述したり討論したりするなどの活動を通して、世界の人々が協調し共存できる持続可能な社会の実現について展望させる。

オ 資料を活用して探究する地球世界の課題（第 2 世界史 B、2 内容、(5) 地球世界の到来）

地球世界の課題に関する適切な主題を設定させ、歴史的観点から資料を活用して探究し、その成果を論述したり討論したりするなどの活動を通して、資料を活用し表現する技能を習得させるとともに、これからの世界と日本の在り方や世界の人々が協調し共存できる持続可能な社会の実現について展望させる。

ウ 地球的課題の地理的考察（第 5 地理 A、2 内容）

環境、資源・エネルギー、人口、食料及び居住・都市問題を地球的及び地域的視野からとらえ、地球的課題は地域を越えた課題であるとともに地域によって現れ方が異なっていることを理解させ、それらの課題の解決には持続可能な社会の実現を目指した各国の取組や国際協力が必要であることについて考察させる。

第 2 章 第 3 節 公民（第 2 款 各科目、第 1 現代社会、2 内容）

(3) 共に生きる社会を目指して

持続可能な社会の形成に参画するという観点から課題を探究する活動を通して、現代社会に対する理解を深めさせるとともに、現代に生きる人間としての在り方生き方について考察を深めさせる。

(3) 現代社会の諸課題（第 3 政治・経済、2 内容）

政治や経済などに関する基本的な理解を踏まえ、持続可能な社会の形成が求められる現代社会の諸課題を探究する活動を通して、望ましい解決の在り方について考察を深めさせる。

第 2 章 第 5 節 理科（第 3 款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い、1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。）

(2) 生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度の育成を図ること。また、環境問題や科学技術の進歩と人間生活にかかわる内容等については、持続可能な社会をつくることの重要性も踏まえながら、科学的な見地から取り扱うこと。

第 2 章 第 6 節 保健体育（第 2 款 各科目、第 1 体育、2 内容、H 体育理論、(3) 豊かなスポーツライフの設計の仕方について理解できるようにする。）

エ スポーツを行う際は、スポーツが環境にもたらす影響を考慮し、持続可能な社会の実現に寄与する責任ある行動が求められること。

第 2 章 第 9 節 家庭（第 2 款 各科目、第 1 家庭基礎、2 内容、(2) 生活の自立及び消費と環境）

オ ライフスタイルと環境

生活と環境とのかかわりについて理解させ、持続可能な社会を目指してライフスタイルを工夫し、主体的に行動できるようにする。

（第 2 款 各科目、第 2 家庭総合、2 内容、(4) 生活の科学と環境）

生涯を見通したライフステージごとの衣食住の生活を科学的に理解させ、先人の知恵や文化に関心をもたせるとともに、持続可能な社会を目指して資源や環境に配慮し、適切な意思決定に基づいた消費生活を主体的に営むことができるようにする。

（第 2 款 各科目、第 2 家庭総合、2 内容、(4) 生活の科学と環境）

エ 持続可能な社会を目指したライフスタイルの確立安全で安心な生活と消費について考え、生活文化を伝承・創造し、資源や環境に配慮した生活が営めるようにライフスタイルを工夫し、主体的に行動できるようにする。

（第 2 款 各科目、第 3 生活デザイン、2 内容、(2) 消費や環境に配慮したライフスタイルの確立）

イ ライフスタイルと環境

生活と環境とのかかわりについて理解させ、持続可能な社会を目指したライフスタイルを工夫し、主体的に行動できるようにする。

第3章 第2節 工業（第2款 各科目、第11 環境工学基礎、3 内容の取扱い）

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、地球の成り立ち、資源やエネルギーの有限性、地球環境の現状などを扱うこと。
また、**持続可能な**社会の構築に向け技術者が果たす役割についても扱うこと。

第3章 第5節 家庭（第4 消費生活、1 目標）

経済社会の変化と消費生活、消費者の権利と責任、消費者と企業や行政とのかかわり及び連携の在り方などに関する知識と技術を習得させ、**持続可能な**社会の形成に寄与するとともに、消費者の支援に必要な能力と態度を育てる。

（第4 消費生活、2 内容）

(4) **持続可能な**社会を目指したライフスタイル

ア 消費生活と環境

イ **持続可能な**社会の形成と消費行動

（第4 消費生活、3 内容の取扱い、(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。）

エ 内容の(4)については、環境保全に配慮した**持続可能な**消費生活を考えさせるような活動を行うこと。

第3章 第9節 理数（第3款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い、2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。）

(3) 生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度の育成を図ること。また、環境問題や科学技術の進歩と人間生活にかかわる内容等については、**持続可能な**社会をつくることの重要性も踏まえながら、科学的な見地から取り扱うこと。

中学校学習指導要領（平成20年3月 文部科学省）（検索語「持続可能な」：4カ所）

第2章 第2節 社会【地理的分野】（2 内容、(2) 日本の様々な地域、ウ 日本の諸地域）

(ウ) 環境問題や環境保全を中核とした考察

地域の環境問題や環境保全の取組を中核として、それを産業や地域開発の動向、人々の生活などと関連付け、**持続可能な**社会の構築のためには地域における環境保全の取組が大切であることなどについて考える。

第2章 第2節 社会【公民的分野】（2 内容、(4) 私たちと国際社会の諸課題）

イ よりよい社会を目指して

持続可能な社会を形成するという観点から、私たちがよりよい社会を築いていくために解決すべき課題を探究させ、自分の考えをまとめさせる。

第2章 第4節 理科【第1分野】（2 内容、(7) 科学技術と人間）

ウ 自然環境の保全と科学技術の利用

(7) 自然環境の保全と科学技術の利用

自然環境の保全と科学技術の利用の在り方について科学的に考察し、**持続可能な**社会をつくることが重要であることを認識すること。

第2章 第4節 理科【第2分野】（2 内容、(7) 自然と人間）

ウ 自然環境の保全と科学技術の利用

(7) 自然環境の保全と科学技術の利用

自然環境の保全と科学技術の利用の在り方について科学的に考察し、**持続可能な**社会をつくることが重要であることを認識すること。

小学校学習指導要領（平成20年3月 文部科学省）（検索語「持続可能な」：0カ所）

2. 環境教育を進める際の留意事項

持続可能な社会の構築が強く求められている環境教育の質の向上を図るためには、いくつかの留意点をおさえていく必要がある。

- (1) 持続可能な社会の構築をめざすこと
- (2) 環境教育を学校の指導計画に明確に位置付け、学校の教育活動を通じて実施すること
- (3) 各教科等や総合的な学習の時間と関連付けた指導の展開を工夫すること
- (4) 地域や児童生徒の実態に応じた取組を実施すること
- (5) 児童生徒の発達の段階に応じた体験的・問題解決的な学習を充実すること
- (6) 教員の共通理解を図り、問題意識を高めていくこと
- (7) 家庭・地域との連携を図ること

3. 環境教育推進のための施策

- (1) 環境教育推進グリーンプラン
- (2) 豊かな体験活動推進事業
- (3) 環境教育指導資料
- (4) 環境を考慮した学校施設（エコスクール）等の整備推進
- (5) 授業に活かす環境教育一ひとめでわかる学年別・教科別ガイド

4. 環境教育の背景となる考え方「環境教育指導資料」（国立教育政策研究所 2007）より抜粋

(1) 環境教育に関する国際的な取組の経緯

1972（昭和47）年には、「国連人間環境会議」がストックホルムで開催された。そこでは、最初の国際的な環境宣言である「人間環境宣言」が採択されるとともに、行動計画として「環境国際行動計画」が採択され、環境教育の国際的な広がりにつながりとなった。また、その推進母体として国連に「国連環境計画」（UNEP）が設立された。

1975（昭和50）年には、「国際環境教育会議」が開催され、個人及び社会集団の側面から環境教育の目的を明確化した「ベオグラード憲章」が採択された。これをもとに、1977（昭和52）年に国連主催の「環境教育政府間会議」で「トビリシ宣言」が出され、現在の環境教育の基本的な考えとなっている。

「国連人間環境会議」から10年後の1982（昭和57）年には、「人間環境宣言」、「環境国際行動計画」の成果の評価が行われ、一層の努力の必要性が確認され、「ナイロビ宣言」が出された。

1980（昭和55）年には、「国際自然保護連合」（IUCN）、「国連環境計画」（UNEP）などがまとめた「世界保全戦略」の中で、「持続可能な開発」という考え方が登場した。この「持続可能な開発」については、その後、国連に設置された「環境と開発に関する世界委員会（ブルントラント委員会）」が1987（昭和62）年に公表した報告書「我ら共有の未来（Our Common Future）」の中で、「将来世代のニーズを満たす能力を損なうことが無いような形で、現在の世代のニーズも満足させるような開発」と説明付けがなされた。

環境に関する国際的な意識が高まる中、1992（平成4）年に「環境と開発に関する国連会議」（UNCED：地球サミット）が、リオデジャネイロで開催された。この会議には、世界180か国が参加し、国連史上最大規模の会議となった。そこでは、「環境と開発に関するリオデジャネイロ宣言」が出され、その行動計画として「アジェンダ21」、「森林原則声明」が合意された。また、「気候変動に関する国際連合枠組条約」、「生物の多様性に関する条約」の提起が行われた。さらに、国連の下には、「持続可能な開発委員会」（CSD）が設置された。

さらに、1997（平成9）年に「テサロニキ宣言」が出され、持続可能な社会の構築のためには環境教育が不可欠であることが示された。

2002（平成14）年には、「アジェンダ21」の実施状況の包括的レビューを行うことを目的とし

た「持続可能な開発に関する世界首脳会議」（WSSD：ヨハネスブルグ・サミット）が、ヨハネスブルグで開催された。このサミットで、我が国は2005（平成17）年から始まる10年を「持続可能な開発のための教育（Education for Sustainable Development：ESD）の10年」とすることを提案した。これを受けて、我が国が提案国となり2002（平成14）年の第57回国連総会に「国連持続可能な開発のための教育の10年（United Nations Decade of Education for Sustainable Development：UNDESD）」に関する決議案を提出し、満場一致で採択された。これにより、国際的な環境教育の取組は、この大きな枠組みに沿って展開されることになった。

（2）我が国における持続可能な社会の構築への取組

持続可能な社会を構築していくためには、家庭、地域、職場などにおいて進んで環境を保全するための活動に取り組むことが大切である。そこで、一人一人が環境についての理解を深め、取組を進めることができるよう環境教育を推進し、環境保全活動を促進するために、平成15（2003）年7月25日に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が公布された。

さらに、この法律に定められた事項を進めるために、平成16（2004）年9月には、前掲の「環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針」（以下、基本方針という）が閣議決定された。この基本方針では、持続可能な社会の構築に向けて、環境保全活動及び環境教育の実施に当たり重視すべき基本的な考え方、学校・地域・職場等の様々な場における環境教育の推進方策、人材育成、拠点整備のための施策等について定めてある。環境教育を行う際には、この基本方針に示される以下の要点を踏まえる必要がある。

① 持続可能な開発

我々が直面する環境問題の解決に向けて、有限な地球環境の中で、環境負荷を最小限にとどめ、資源の循環を図りながら地球生態系を維持できるような、環境、経済、人間の間のバランスがとれた社会を目指す必要がある。「持続可能な社会」に先立つ「持続可能な開発」という考え方は、1992（平成4）年の「環境と開発に関する国連会議」（UNCED：地球サミット）などの国際的な議論や各国での取組等の中で深められつつあるが、この基本方針では、その理念や考え方における共通理解として、次のような内容が示されている。

5. ESDを進める際の留意事項

（1）ユネスコのDESD国際実施戦略において持続可能性を達成するための取り組みで取り上げなければならない重要課題として以下の視点が設定された（UNESCO，2005）

- 社会・文化の視点：人権、平和と安全、ジェンダー間の平等、文化の多様性、異文化間理解、健康、HIV/AID、自治
- 環境の視点：天然（自然）資源、気候変動、農村の変容、持続可能な都市化、防災と災害の緩和
- 経済の視点：貧困削減、企業責任と説明責任、市場経済

（2）ESDの特徴

- ① 多面的なものの見方（多様性の重視）（ESDで育みたい力）
- ② 参加型合意形成（ESDで育みたい力）
- ③ 共生や人間の尊厳という価値観（ESDの価値観）
- ④ 地域と世界を結ぶ
- ⑤ 学際的なアプローチ
- ⑥ 伝統的な価値、土着の知恵、地域性の尊重
- ⑦ コミュニケーション能力の育成（ESDで育みたい力）
- ⑧ 意思決定し行動する力の育成（ESDで育みたい力）

ESD-J(2004)：「国連持続可能な開発のための教育の10年」への助走—ESD-J活動報告書—。「国連持

「持続可能な開発のための教育の10年」推進会議，東京，192p(4-5)

(3) ESD推進と実施にあたり、以下の相互に関連する戦略

- ① 提言とビジョン形成
- ② 協議をオーナーシップ
- ③ パートナーシップとネットワーク
- ④ 能力開発と訓練
- ⑤ 研究と革新
- ⑥ 情報通信技術
- ⑦ モニタリングと評価

(4) 先進国における ESD の活動の中心は、環境保全教育、平和教育、開発教育、ジェンダー・子ども人権教育、国際理解教育

発展途上国では、貧困撲滅教育を中核とした開発教育、HIV/AIDS 教育、紛争防止教育

廣野良吉(2004)：1-4UNDESD に関連した国際機関の動き。「国連持続可能な開発のための教育の10年」への助走—ESD-J 活動報告書—，「国連持続可能な開発のための教育の10年」推進会議，東京，192p(8-9)

(5) ESD は、地域の風土や歴史・文化、現在抱えている課題や状況に応じて多様に展開されるものである

ESDとは

- ①課題を総合的に捕らえる
- ②環境・経済・社会のバランスがとれた「持続可能な開発」
- ③持続可能な社会を実現するには「think globally act locally (地球規模で考え足下から行動する)」ことが大切
- ④子どもから大人まですべての人々に「社会に参画する力」を育むこと p 4

ESD-J(2007)：「国連持続可能な開発のための教育の10年」ガイドライン。環境省総合環境政策局環境教育推進室，東京，68p

(6) 「持続可能な社会」とは：「戦争や紛争のない、すべての人が健康で文化的な生活を営み、貧困を克服し、健康衛生や質の高い教育が確保される社会」

「持続可能な開発」とは：「将来世代のニーズを満たす能力を損なうことなく、現在の世代のニーズを満たすような社会づくり」(1987年の国連ブルントラント委員会報告「われら共有の未来」)

(7) ESDの取り組むべき分野：・・・

ESDの主体：多様な立場の人の社会参画

学校教育におけるESDの取り組み：「わが国におけるESDの10年実施計画」には「小中高等学校では、各教科や総合的な学習の時間などにおける学校の教育活動全体を通じて進める」と記述されている。p 5

ESDの価値観：ESDでは、持続可能な社会を実現する上での価値観、つまり、人間の尊重 a、多様性の尊重 b、非排他性 c、機会均等 d、環境の尊重 e といった価値観を培うことが大切

- ① 人間の尊厳はかけがいのない a
- ② 私たちには社会的、経済的に公平な社会をつくる責任がある c
- ③ 現世代は将来世代に対する責任をもっている d
- ④ 人間は自然の一部である e

⑤ 文化的な多様性を尊重する b

E S Dで育みたい力：体系的な思考力（問題や現象の背景の理解、多面的かつ総合的なものの見方を重視する）、データや情報の分析能力、コミュニケーション能力（E S Dで重視すべき点と総合的な学習の時間で目指す力や技能は重なっている）、参加する態度や技能

ESDに求められる学習方法：自ら感じ、考え、行動し、また考えるといった「参加体験型の学習方法」、体験には「身近にある具体的な課題（地域がかけている課題）」の解決を目的とした活動が効果的である。

E S Dを支える仕組み：地域のコーディネーターやファシリテーターを担う人材の育成

（8）「持続可能な開発のための教育の10年」の更なる推進に向けたユネスコへの提言（日本ユネスコ国内委員会平成19年8月30日）

日本国内における取り組みの概要

日本では、環境保全を中心としたE S Dの取り組みが実施されている。初等中等教育の現行学習指導要領では、社会科、理科等の各教科等における環境に関わる内容の一層の充実が図られている。また、学校が特色ある教育活動を行える「総合的な学習の時間」を通じて、環境問題について、教科横断的・総合的に学習を深められるようになってきている。このような中、学校を含めた地域が一体となって、E S Dに対応した環境教育を実践する地域を指定し、実態の調査・分析、事例集の作成・普及等を支援する取り組みや、持続可能な社会の構築に向けた環境教育の基本的な考え方や指導方法、実践事例等を示した教員用教材の作成・配布、データベースの構築等、様々な取組が実施されている。

（9）わが国における「国連持続可能な開発のための教育の10年」実施計画（関係省庁連絡会議2006年3月策定）

1. E S D実施の指針

- （1） 地域作りに発展する取組：地域特性に応じた実践。子どもの参画、既存の活動の発展
- （2） 教育の場、実施主体：学校等の公的機関、地域コミュニティ、NPO、事業者、マスメディア等あらゆる主体が実施
- （3） 教育の内容：環境、経済、社会の側面から学際的・総合的に幅広く扱う
- （4） 学び方・教え方：参加型アプローチ、問題解決能力
- （5） 育みたい力：体系的な思考力、代替案の（批判的）思考力、E S Dの価値観、
- （6） 連携、協働：各主体の連携の強化、コーディネーター、プロデューサーとなる人材や組織の必要性
- （7） 評価：企画、実践、評価、改善する過程の重視

（10）2008－2013年ユネスコ中期戦略(34C/4)案の概要

包括的目標

- （1） 万人のための質の高い教育と生涯教育の実現
- （2） 持続可能な開発のための科学的知識と政策の動員
- （3） 新たな社会的及び倫理的課題への取組み
- （4） 文化多様性、異文化間の対話と平和の文化の促進
- （5） 情報とコミュニケーションを通じた包括的な知識社会の構築

（五島 政一 作成）